

平成31年度・令和2年度分の配偶者特別控除について

配偶者特別控除

生計を一にする配偶者の前年の合計所得が38万円を超え123万円以下（給与収入金額で103万円を超え201.6万円未満）で、かつ、本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合に適用されます。

控除金額は以下の表のとおりです。

配偶者の 合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0円	0円	0円